

京都市租税特別措置法関係手数料条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第6号）（理財局財務部財産監理課及び都市計画局都市景観部開発指導課）

租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成17年6月8日から施行することとしました。

京都市租税特別措置法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年6月8日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第6号

京都市租税特別措置法関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市租税特別措置法関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の項中「第31条の2第2項第10号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第10号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表(2)の項中「第31条の2第2項第11号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第11号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同表(3)の項中「又は第63条第3項第7号イ」を「第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」に改め、同表(4)の項中「若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニ」を「第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」に改める。

別表第2(1)の項中「第18条の5第10項又は第38条の5第8項」を「第19条第11項、第38条の5第9項又は第39条の98第9項」に改め、同表(2)の項中「第18条の5第11項第4号又は第38条の5第9項第4号」を「第19条第12項第4号、第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号」に改め、同表(3)の項中「第20条の2第6項又は第38条の4第16項」を「第20条の2第11項」に改め、同表(4)の項中「又は第39条の7第11項」を削り、同表(5)の項中「第39条の7第13項」を「第39条の7第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市景観部開発指導課)